



# 横浜版脱炭素化モデル事業

事業説明会

令和4年7月11日

横浜市温暖化対策統括本部

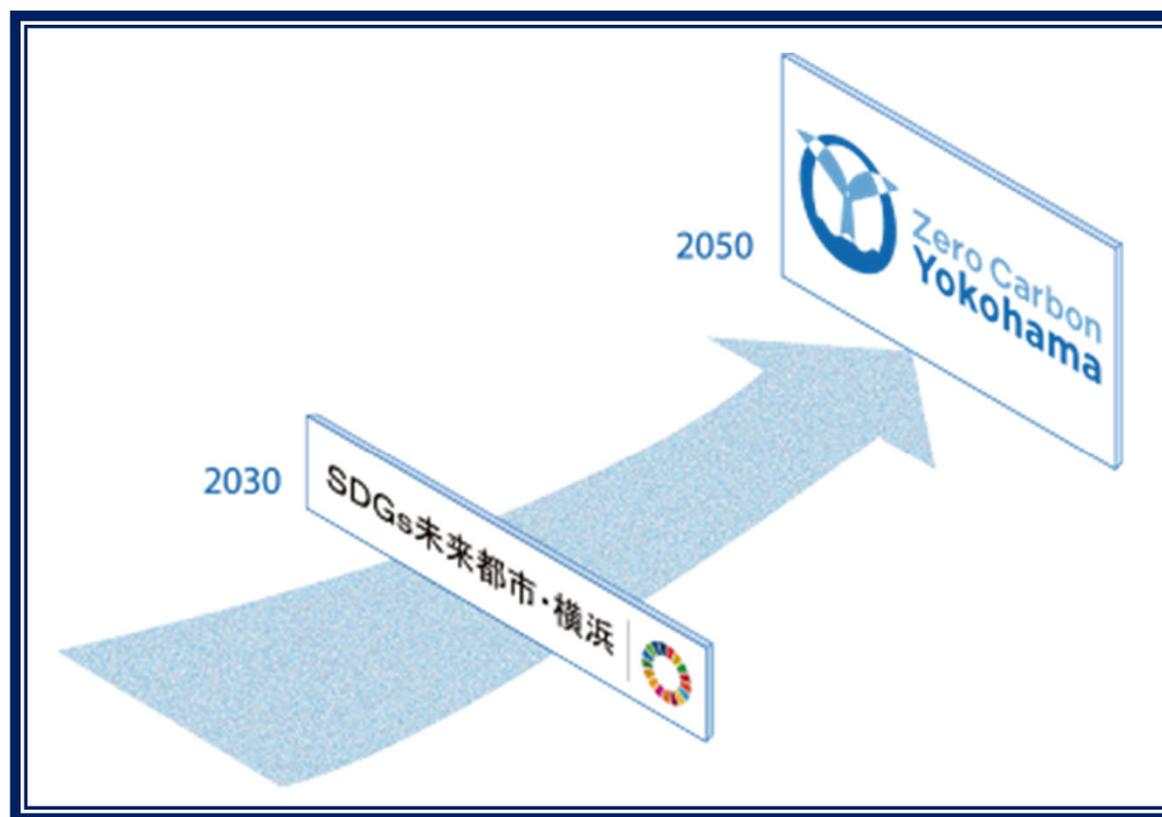
# 本日の流れ

- はじめに
- 都心部エリアの主な取組
- 横浜版脱炭素化モデル事業における目的
- 事業スキーム
- 事業内容
  - 1 内容
  - 2 エリア要件
  - 3 選定方法及び事業開始までの流れ
  - 4 評価委員会及び評価に関する事項
  - 5 スケジュール



## 【はじめに】

### <横浜市が目指す方向性> 「Zero Carbon Yokohama」への道筋



# 【都心部エリアの主な取組】

令和4年4月、脱炭素先行地域にみなとみらい21地区が選定され、脱炭素に向けた取組を企業等と連携し、さらに加速していきます。

## ＜記者発表資料＞

記者発表資料

令和4年4月26日  
 温暖化対策総括本部プロジェクト推進課  
 都市整備局横浜駅・みなとみらい推進課  
 港湾局政策調整課  
 一般社団法人横浜みなとみらい21

『みなとみらい21地区』が「脱炭素先行地域」に選定されました  
 公民連携で大都市における脱炭素モデルの構築に取り組みます

横浜市と一般社団法人横浜みなとみらい21は、『みなとみらい21地区』の32施設とともに、環境省が実施する「脱炭素先行地域」の第一回公募に応募し、脱炭素先行地域に選定されました。『みなとみらい21地区』では参画施設を中心とした地域の皆様とともに、電力消費に伴うCO<sub>2</sub>の排出を2030年度までに実質ゼロにすることなどを目指し、多様な取組を展開し、大都市における脱炭素化モデルを構築します。

### 1 脱炭素先行地域とは

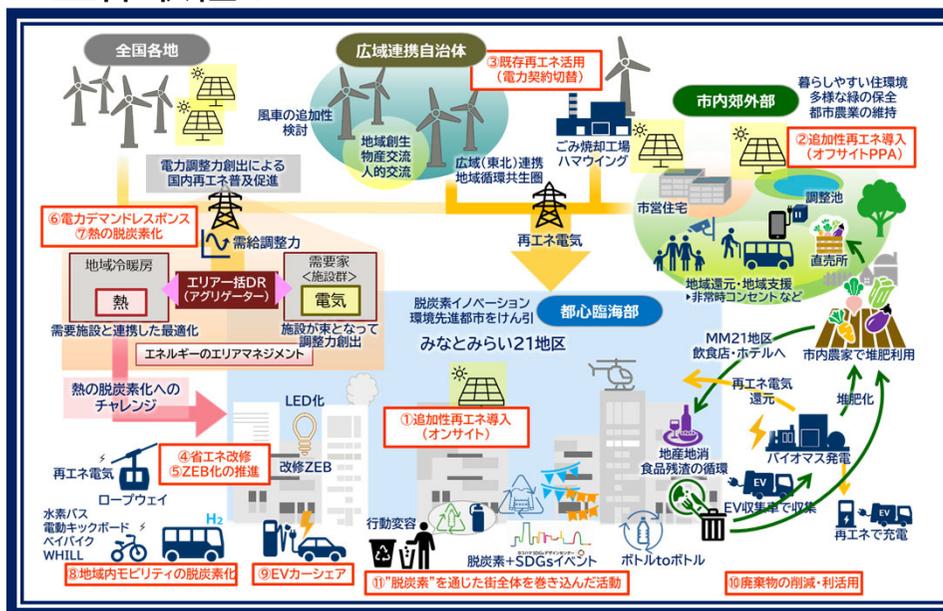
2050年カーボンニュートラルに向けて、「地域脱炭素ロードマップ」に基づき環境省が公募する地域で、2030年度までに「民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出の実質ゼロ」などの要件を地域特性に応じて実現する地域です。

2025年度までに少なくとも100か所の地域が選定される予定で、その第1回公募（令和4年1月25日～2月21日）が実施され、『みなとみらい21地区』を含む26地域が選定（令和4年4月26日）されました。

### 2 取組内容

提案タイトル	みなとみらい21地区における公民連携で挑戦する大都市脱炭素化モデル
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>エリア内施設の屋上や、エリア外の公共施設や未利用地（市営住宅、調整池など）に太陽光発電設備を設置し、創出された再生電力の供給等による電力の脱炭素化</li> <li>徹底した省エネや地域一体となったエネルギーマネジメントによる電力需給調整力の創出など</li> <li>エリア内にある日本最大規模の地域冷暖房における熱の低・脱炭素化</li> <li>飲食店等で生じる食品廃棄物やペットボトルのリサイクル等による資源循環の推進</li> <li>市民・事業者一人ひとりの脱炭素化への行動変容を促すイベント等の実施</li> </ul>

## ＜全体取組イメージ＞



SDGs未来都市・横浜



## 【横浜版脱炭素化モデル事業における目的】

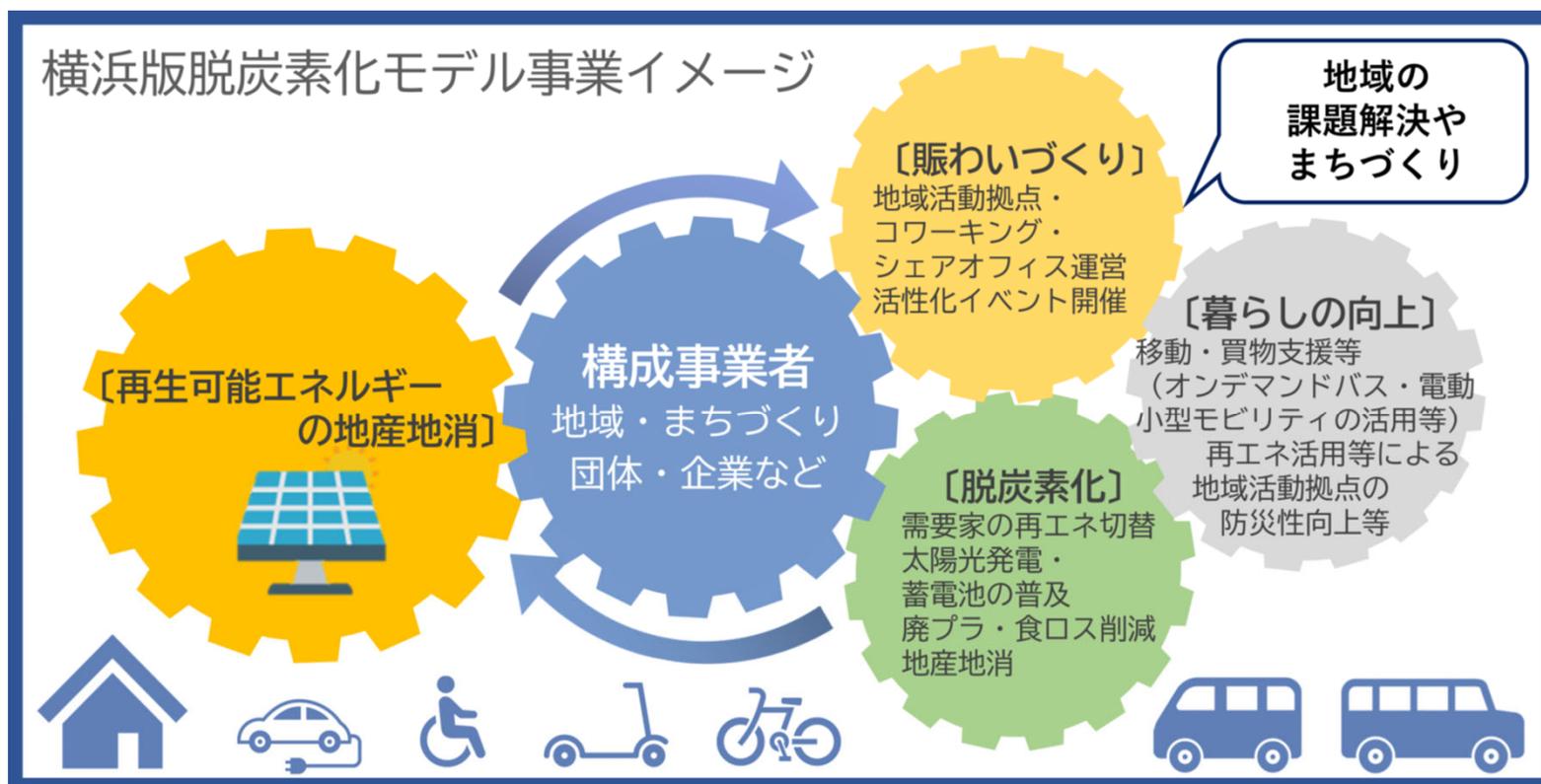
### <前提>

再生可能エネルギーを活用し脱炭素化の促進

- 脱炭素の取組が市民生活レベルに拡大(行動変容)していくこと。
- 高齢者等の移動支援や買物代行、地域の防災力向上など、地域の様々な課題解決や賑わいづくりを図ること。

## 【事業スキーム】

「脱炭素化」と「地域課題の解決・賑わいづくり」を一体的に推進するモデル事業の提案を募集します。



## 【事業内容】

- 1 内容
- 2 エリア要件
- 3 選定方法及び事業開始までの流れ
- 4 評価委員会及び評価に関する事項
- 5 スケジュール



## 【1 内容】

- 再生可能エネルギーの地産地消
  - ・地域内発電の電力を地域内で使用なお、発電設備設置が困難な場合等は、横浜市が所有する非化石証書の活用も可能
- 地域課題の解決や賑わいづくり
  - ・移動支援サービスや買物支援サービスの提供、地域活動拠点の運営・まちの賑わいづくり事業

2種類の取組を軸とする事業の提案を募集

## ■ 構成事業者の結成

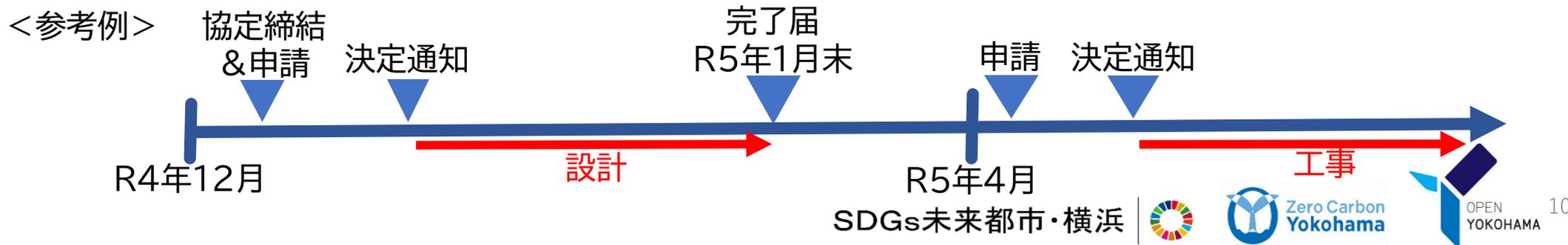
- ・複数の法人又は法人格を有しない団体で構成する事業体。
- ・電気小売事業者、地域課題解決ができる団体及び事業者

- 地域のまちづくりに関与している事業者が存在し、地域住民とともにまちづくりの取組を実施している地域であること。
- 解決すべき地域の課題が整理されていること。
- 地域課題の解決に向けた合意形成が、地域でなされていること。

# 【1 内容】

募集要項「3 本提案の基本条件(5)」「8 提案にあたっての留意点(5)」  
補助金交付要綱「第4条 補助対象経費、金額」「第18条 財産の処分の制限」

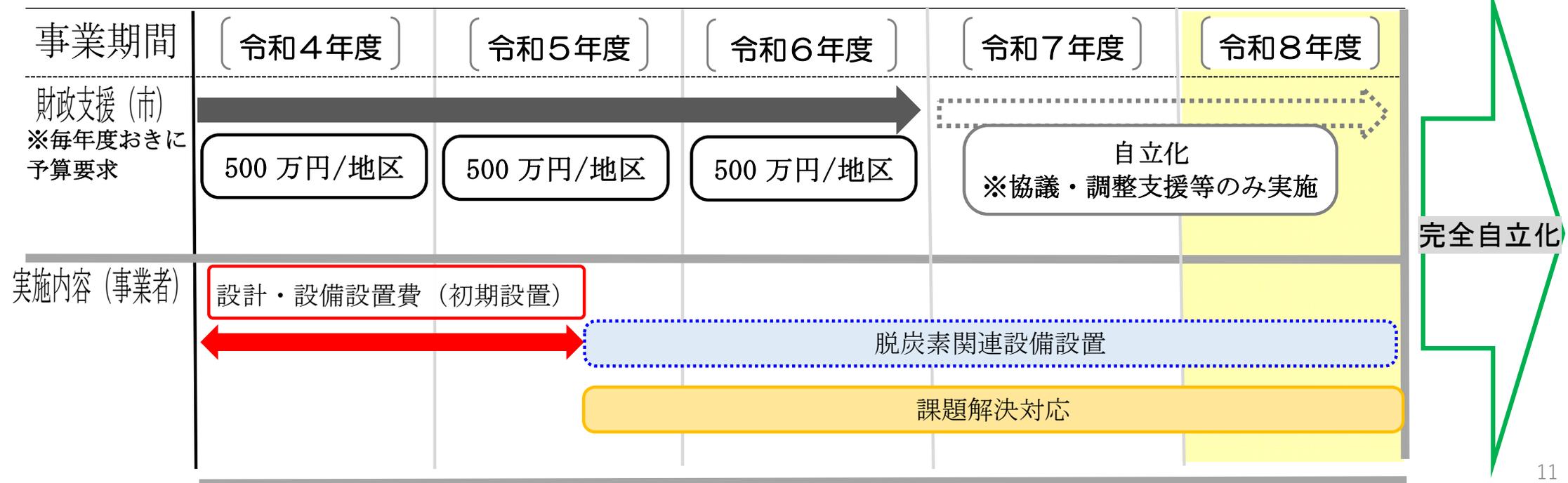
- 補助金の交付
  - ・地域内発電等の脱炭素に資する設備導入に伴う、設計費(単年度上限100万円)及び工事費(単年度上限500万円)に対し補助
  - ・補助金により設置した設備から得られる電力又は収益等は地域課題解決に活用
  - ・補助金の交付は協定締結を初年度として最大3か年を想定し、予算の範囲内で単年度上限500万円
  - ・補助金の交付を受けた設計、工事の財産処分の制限期間  
構造物:15年(蓄電池電源設備:6年)、その他:5年



# 【1 内容】

募集要項「3 本提案の基本条件(9)、(10)」

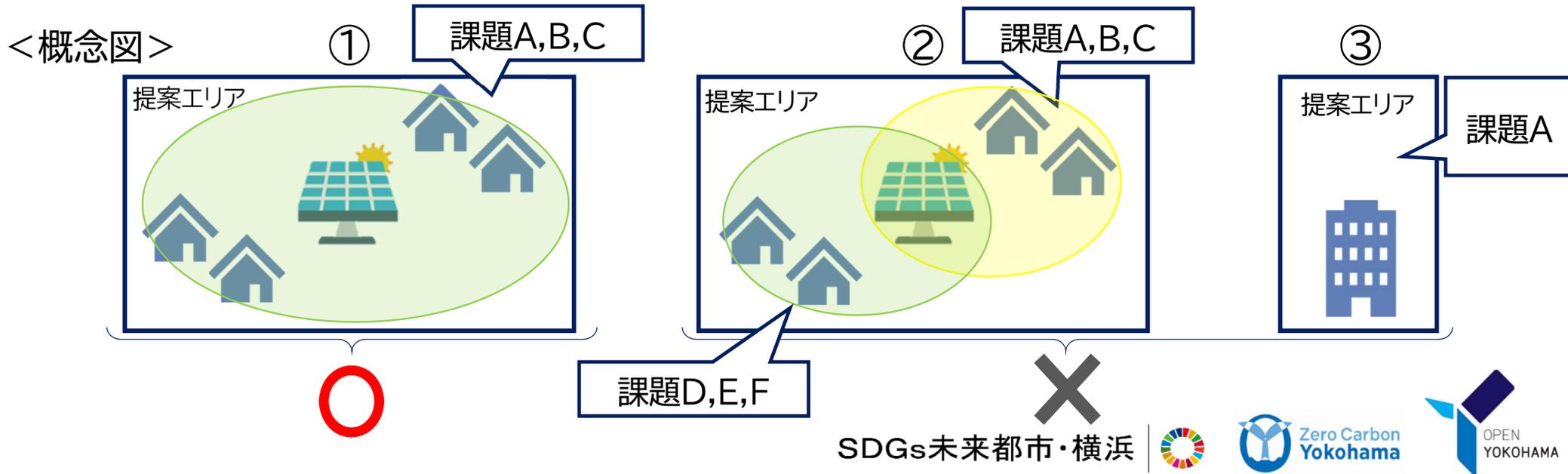
- 事業期間
  - ・原則5年以上
  - ・発電設備は令和4年度内設置を前提とするが、実施地区の状況に応じ遅くとも令和5年度上半期(9月末)までに初期設置を完了



## 【2 エリア要件】

募集要項「4 本提案募集にかかる概ねのエリア」

- 横浜市内において下記要件を満たすエリア
  - ・郊外部エリアを中心に、提案エリア内で地域課題を抱えており、再生可能エネルギーを活用した、課題解決策を提案すること。
  - ・「提案エリア」は共通の性質を持っているなどの理由からひとまとめにされる地域であること。



### 【3 選定方法及び事業開始までの流れ】

募集要項「5 選定方法及び～の流れ」  
「6 スケジュール」

#### <提案の評価・選定>

「本提案募集の基本条件」を  
満たした提案は「評価委員会及  
び評価に関する事項」に基づき  
評価・選定



#### <提案内容及び協定内容を協議> 協定期間は原則5年間



#### <協定の締結をもって事業開始> 横浜市と基本協定を締結

日程	内容
R4年7月1日（金）	公募開始
R4年7月11日（月）	事業説明会 （オンライン）
R4年7月19日（火）	質問書提出期限
R4年7月27日（水）	質問書に対する回答
R4年9月16日（金）	提案書提出期限
R4年9月～11月	ヒアリング、審査・ 選定
R4年11月～12月	詳細協議
R4年12月～	基本協定の締結

## 【4 評価委員会及び評価に関する事項】 募集要項「7 評価委～に関する事項(1)」

### <評価委員会>

提案書の評価及び選定に関する審議は、次に示す委員会で行います

名称	横浜版脱炭素化モデル事業評価委員会
事務局	温暖化対策統括本部SDGs未来都市推進課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案書の評価</li> <li>・評価の視点、評価項目の確認</li> <li>・評価の集計</li> <li>・ヒアリング</li> </ul>
委員長	温暖化対策統括本部プロジェクト推進課長
委員構成	政策局政策課担当課長 市民局区連絡調整課長 建築局住宅再生課長 都市整備局地域まちづくり課長 温暖化対策統括本部プロジェクト推進課長

## 【4 評価委員会及び評価に関する事項】 募集要項「7 評価委～に関する事項(2)」

### <評価に関する事項>

選定基準を上回った提案の中から横浜市の予算の範囲内で選定します。

基本的な視点	評価の項目	配点	
事業内容(事業スキーム)の評価	提案力(全体コンセプト)	25	60
	脱炭素化の推進力	10	
	実現性	20	
	普及(発展)性	5	
運営能力の評価	遂行能力(人的面)	15	30
	遂行能力(資金面)	15	
実施体制の評価	連携力	5	10
	持続(継続)性	5	
合計		100	

## 【5 スケジュール】

### < 提案書の申込方法 >

事前に電話連絡のうえ、直接持参又は郵送(一般書留、簡易書留又は特定記録)してください。

#### (1) 提出期限

令和4年9月16日(火) 午後5時まで(必着)

#### (2) 提出部数

紙媒体:10部、電子データ:一式(PDF形式、CD-R・DVDに記録したもの)

## 【5 スケジュール】

### <質問書の提出方法>

#### (1)提出期限

令和4年7月19日(火) 午後5時まで(必着)

#### (2)提出方法

郵送(一般書留、簡易書留又は特定記録)または電子メール

※発送・送信後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

#### (3)回答日及び方法

令和4年7月27日(水)までに横浜市ホームページにて回答します。

## 【5 スケジュール】

<提出先>

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地10(市庁舎24階)

横浜市温暖化対策統括本部SDGs未来都市推進課

担当:高瀬、水谷

TEL:045-671-4371

E-mail:on-mirai@city.yokohama.jp



ご清聴の程ありがとうございました。

